

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の履行の目的物(以下「成果物」という。)がある場合には当該成果物を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 業務を完了するために必要な一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、口頭で指示等を行うことができる。
- 6 この契約に係る訴訟については、訴額に応じて、委託者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第3条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受託者は、前項ただし書の場合においても、この契約及び個別契約により委託者に対して負担する義務を免れない。

(業務計画表)

第4条 委託者は、仕様書等に定めのあるときは、受託者に対してこの契約締結後7日以内に当該仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、提出するよう求めることができる。

- 2 業務計画表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(業務着手届)

第5条 受託者は、業務に着手したときは、委託者に書面をもって届け出なければならない。ただし、仕様書等に当該届出を要しない旨の定めがあるときその他委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、すでに受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の

実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するかどうかにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 6 受託者は、第3条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない、また、これにより委託者が被った損害を賠償する。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作等（以下「発明等」という。）をした場合には、速やかに委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該発明等に関する特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（主任技術者）

第9条 受託者は、業務の技術上の管理を行う主任技術者（当該業務に関し、主として指揮、監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、この契約締結後7日以内にその氏名その他委託者が指定する事項を委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（監督職員）

第10条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の主任技術者に対する指示
 - (2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答
 - (3) 業務の遂行に関する受託者又は受託者の主任技術者との協議
 - (4) 業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他の業務の進捗状況の調査

- 3 この約款に定める指示等は、仕様書等に定めがあるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 4 委託者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、委託者に帰属する。

(業務の進捗状況の調査等)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務の進捗状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(条件変更等)

第12条 受託者は、業務の遂行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (2) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (3) 仕様書等で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じないときは、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、委託者は、仕様書等の変更又は訂正を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第13条 委託者は、前条第4項の規定によるほか必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があるときは、履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第14条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長を請求することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第15条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 委託者は、前2項の場合において必要があると認めるときは、契約代金額を変更し、又

は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(危険負担等)

第16条 委託者及び受託者いずれの責めにも帰すことができない事由による成果物の滅失、毀損等の損害については、成果物の引渡しまでは受託者が負担し、それ以降の損害は委託者が負担する。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により生じた成果物に係る損害については、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 受託者が業務を行うにつき第三者に損害が生じた場合であって、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその損害を賠償する。

2 前項に規定する損害のうち、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、同項の規定にかかわらず委託者がその損害を賠償する。ただし、受託者が委託者の指示が不相当であることその他委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、遅延損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約代金額につき、履行期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(検査及び引渡し)

第19条 受託者は、業務を完了したときは、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに受託者の負担で修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第20条 受託者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数（以下この条において「遅延日数」とい

う。)は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

- 4 委託者がその責めに帰すべき事由により約定期間内に業務委託料を支払わないときは、受託者は、遅延利息として、未受領金額につき、支払期限日から支払を受ける日の前日までの日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定める割合で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を支払うことを委託者に請求することができる。
- 5 契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税率等に変動が生じた場合は、特段の契約変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とし、委託者は当該契約代金額の支払を行うことができる。ただし、法令等により消費税等に関する経過措置等が適用され、消費税額等に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第21条 委託者は、第19条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を、受託者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(第三者による代理受領)

- 第22条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第20条第2項の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

- 第23条 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。
- 2 前項の場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、同項の請求をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
 - 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行

の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第24条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日経過後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと委託者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第19条第5項及び第23条第1項の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行がなされないとき。
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受託者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、委託者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 受託者に重大な法令違反の事実があることが判明し、この契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第24条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる再履行又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第29条の規定によらないで、受託者から契約解除の申出があったとき。
- (9) 受託者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約金額の10分の1相当額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者に生じた実際の損害額がこれを超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（暴力団排除に係る解除）

第26条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団員等が受託者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは他人の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的をもって、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、業務に関し相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。
- (6) 下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約において、当該契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を、下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第5号に該当する場合を除く。）

に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(談合その他不正行為による解除)

第27条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第25条第1項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(業務完了前の解除)

第28条 委託者は、業務の履行が完了するまでの間、第24条、第24条の2、第26条第1項又は前条第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定による契約の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第29条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定により仕様書等を変更したため契約代金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第30条 委託者は、契約が解除された場合において、受託者がすでに業務を完了した部分（以下この条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるとともに、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。

2 前項の既履行部分に相応する業務委託料の額は、委託者と受託者が協議して定める。

(談合その他の不正行為に係る賠償の予定)

第31条 受託者は、第27条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。受託者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第27条第1項第1号から第3号までのうち命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、委託者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第32条 受託者は、業務の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、委託者に速やかに報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(遵守義務違反)

第33条 委託者は、受託者が前条に違反した場合は、銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。

(相殺)

第34条 委託者は、この契約に定めるところによるか否かを問わず、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料の請求権その他の金銭債権と対当額で相殺することができる。

(補則)

第35条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

暴力団等排除に係る措置に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(関係機関への照会等)

第2条 委託者は、条例第9条の規定に基づき、市の事務等から暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するため必要と認める場合には、受託者に対し、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、受託者が次の各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められる、又は暴力団員等が受託者の経営に実質的に関与している。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは他人の不正な利益を図り、又は他人に損害を与えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用するなどした。
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対し、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力している。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (5) 下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約において、当該契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結した。
- 2 受託者は、前項の規定により委託者が千葉県警察本部長へ意見照会を行うことについて、承諾するものとする。